

事務連絡
令和3年10月1日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課長

緊急事態宣言解除後における本市病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業については、令和3年8月19日付け事務連絡においてご利用を自粛していただくとともに、受け入れ基準を変更し保育を実施してまいりました。

国の緊急事態宣言が解除されましたので、現在の受け入れ基準は令和3年10月3日（日）までとし、10月4日（月）からは、次のとおり変更しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 受け入れ基準（変更後）

新型コロナウイルス（COVID-19）確定者以外は受け入れます。ただし、児童または児童と同居する家族等が濃厚接触者になった場合は受け入れられません。また、児童が入所している施設が新型コロナウイルス陽性者の発生に伴い臨時休園している場合、休園期間中は受け入れられません。